

## 第1章 本計画の概要

### 1 策定の趣旨

本計画は、市民総がかりで「市民協働による人づくり」を推進し、「未来創造への人づくり」に迫るための基本的方向性を示すものです。

### 2 計画の位置付け

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づく地方公共団体の定める教育の振興のための施策に関する基本計画と位置付けます。

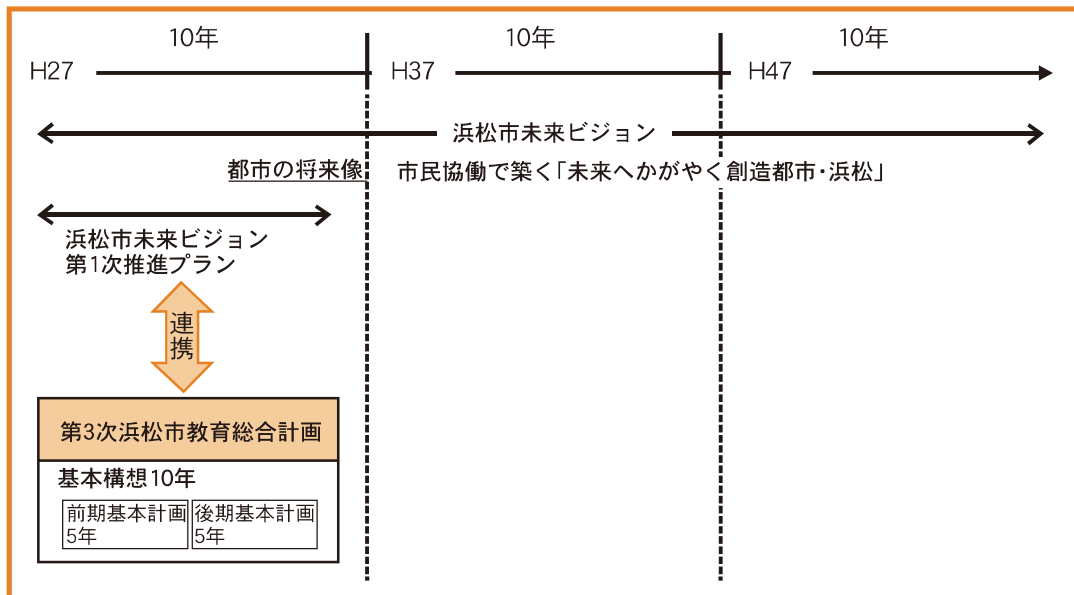
また、市政全般の基本構想である「浜松市総合計画 浜松市未来ビジョン」や「浜松市子ども育成条例」と関連させ、次世代に責任を持つ人づくりの構想として、教育振興のための具体的な政策・施策・取組を総合的・体系的に位置付けるものです。

### 3 計画期間

本計画は、「浜松市総合計画 基本計画 浜松市未来ビジョン 第1次推進プラン」の計画期間と合わせ、平成27年度から平成36年度までの10年間の基本構想とします。

基本構想の期間を前期・後期に二分割し、5年間の基本計画を定めます。

5年間を通して、進捗状況の評価・検証を毎年行い、浜松市の教育理念に基づいた教育の推進を図ります。



### 4 計画の範囲

浜松市の園（幼稚園、保育所、認定こども園）、小学校、中学校、高等学校の教育に関わる取組や、家庭、地域社会など子どもの教育に関わる取組を計画の範囲とします。